

| 報告項目 | 報告内容 |
|----------------------|--|
| 被処分者の氏名又は法人名称 | 三木 ひとみ |
| 登録番号又は法人番号 | 1 6 2 6 1 8 4 4 |
| 所属する単位会 | 大阪府行政書士会 |
| 事務所名称 | 行政書士法人ひとみ綜合法務事務所 天王寺支店 |
| 事務所所在地 | 大阪府大阪市天王寺区勝山 1 - 1 - 2 4 - 5 0 3 |
| 処分年月日 | 令和 4 年 10 月 17 日 |
| 処分内容（種類） | 会員の権利の停止（令和 4 年 10 月 17 日から 2 年間） |
| 上記処分をした理由 | <p>行政書士法第 10 条、大阪府行政書士会会則第 40 条に違反した。</p> <p>（被処分者は、令和 3 年度南大阪支部定時総会（以下「支部総会」という。）会場に、同支部個人会員でないのにも関わらず、許可なく侵入し、度重なる制止にも従わず、一方的な発言を執拗に繰り返すなどして議事進行を妨げ、支部総会の運営を困難ならしめた。</p> <p>当該行為は、建造物侵入（刑法第 130 条前段）及び威力業務妨害（刑法第 234 条）にも該当しうる悪質な行為であり、行政書士の信用及び品位を害する重大な非行であって、行政書士法第 10 条及び会則第 40 条に違反する。）</p> |
| 上記処分の根拠となった法令及び会則の条文 | <p>行政書士法 第 10 条（行政書士の責務） 行政書士は、誠実にその業務を行なうとともに、行政書士の信用又は品位を害するような行為をしてはならない。</p> <p>大阪府行政書士会会則 第 40 条（責務） 会員は、法令及び連合会の会則並びに本会の会則を遵守し、誠実にその業務を行うとともに行政書士の信用又は品位を害するような行為をしてはならない。</p> |